

海田町人事行政の運営等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

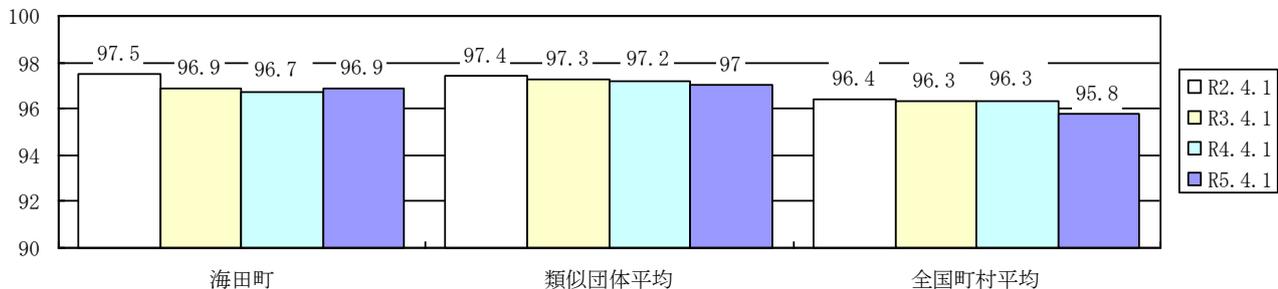
区分	日本人住民 (令和5年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
R5年度	人 29,879	千円 13,404,869	千円 587,089	千円 1,721,322	% 12.8	% 11.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人 あたり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
R5年度	人 188	千円 579,445	千円 163,906	千円 258,560	千円 1,001,911	千円 5,329	千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の普通会計職員の数である。
※空欄としている事項については後日掲載予定

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況(人事委員会を設置していないため、未記入となっている)

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
R5年度	円	円	円	%	%	% 改定なし

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
R5年度	月	月	月	月	月	月 4.40

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施] 未実施

実施内容(平均引下げ率, 実施(実施予定)時期, 経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には, その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和5年4月1日
 (内容)
 ①一般行政職の給料表について, 国の見直し内容を踏まえ, 平均0.91%引上げ。
 ②①に準じて会計年度任用職員の報酬を引上げ。
 ③国の見直し内容を踏まえ, 期末手当及び勤勉手当の支給月数を0.1月分引上げ。また6月期からは会

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準3%に対し, 海田町においても3%を支給。

③ その他の見直し内容

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
海田町	41.1 歳	251,700 円	393,600 円	307,000 円
広島県	歳	円	円	円
国	歳	円	円	円
類似団体	歳	円	円	円

※空欄としている事項については後日掲載予定

② 技能労務職(対象者なし)

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
海田町	歳	人	円	円	円	円	円	円	円
うち用務員	歳	人	円	円	円	円	歳	円	円
広島県	歳	人	円	円	円	円	円	円	円
国	歳	人	円	円	円	円	円	円	円
類似団体	歳	人	円	円	円	円	円	円	円

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区分	海田町	広島県	国
一般行政職 大学卒	202,400 円	円	196,200 円
一般行政職 高校卒	176,100 円	円	166,600 円

※空欄としている事項については後日掲載予定

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職 大学卒	269,150 円	364,000 円	367,575 円	367,000 円
一般行政職 高校卒	円	円	円	円
技能労務職 高校卒	円	円	円	円
技能労務職 中学卒	円	円	円	円

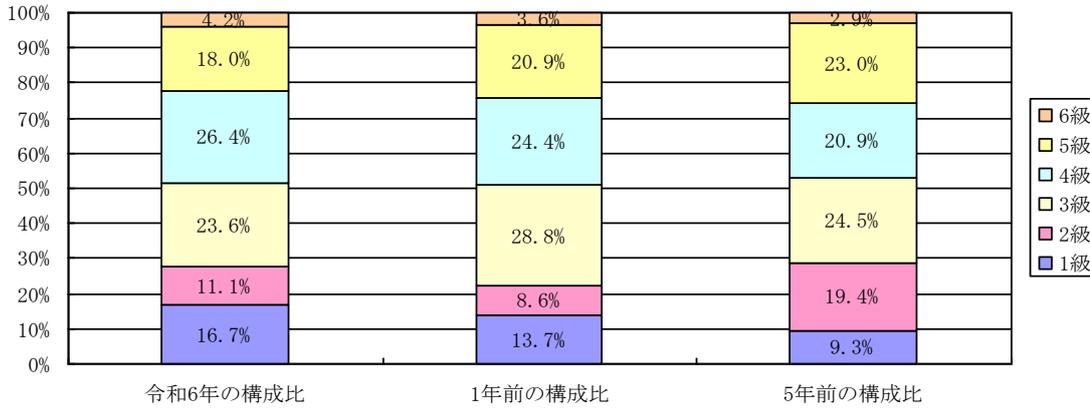
※該当する職員がいない経験年数及び職種については掲載していない。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和6年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長, 参事	6人	4.2%	323,100円	411,300円
5級	課長, 局長, 室長, 主幹	26人	18.0%	295,400円	394,000円
4級	課長補佐, 係長, 主査	38人	26.4%	271,600円	382,000円
3級	主任, 主任主事, 主任技師	34人	23.6%	240,900円	351,000円
2級	主事, 技師	16人	11.1%	208,000円	305,200円
1級	主事, 技師	24人	16.7%	162,100円	249,400円

- (注) 1 海田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況(海田町)

令和5年4月2日から令和6年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位, 標準, 下位の区分	○		○	○
上位, 標準の区分		○		
標準, 下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

海田町	広島県	国
1人当たり平均支給額(R5年度) 1,496 千円	1人当たり平均支給額(R5年度) 千円	—
(R5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(R5年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役割加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による 加算措置 ・役割加算 5~20% ・管理職加算 5~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階, 職務の級等による加 算措置 ・役割加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は, 再任用職員に係る支給割合である。

※空欄としている事項については後日掲載予定

○勤勉手当への人事評価の活用状況(海田町)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位, 標準, 下位の成績率	○		○	○
上位, 標準の成績率		○		
標準, 下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

海田町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.670 月分	24.587 月分	勤続 20 年	19.670 月分	24.587 月分
勤続 25 年	28.040 月分	33.271 月分	勤続 25 年	28.040 月分	33.271 月分
勤続 35 年	39.758 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.758 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%~20%加算			定年前早期退職特例措置 2%~20%加算		
1人当たり平均支給額 7,929 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は, 令和4年度退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(令和6年4月1日現在)

支給実績(R5年度決算)		26,675 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)		113,372 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
海田町	3 %	200 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(R5年度決算)	768 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	1,216 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(R5年度)	49.50 %		
手当の種類(手当数)	8 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
町税等徴収事務に従事する特殊勤務手当	町税等徴収事務に従事する職員	外出して町税及び税外収入金の納付の催告及び徴収に関する事務に従事したとき	日額300円
防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当	防疫等作業に従事する職員	感染症が発生した場合又は発生するおそれのある場合において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業に従事したとき	日額500円
清掃作業に従事する職員の特殊勤務手当	清掃作業に従事する職員	清掃作業に従事したとき	4H以上日額 500円 4H未満日額 300円
死亡人取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	死亡人取扱作業に従事する職員	死亡人を取り扱ったとき	1件1,000円
犬、ねこ等死体処理作業に従事する職員の特殊勤務手当	犬、ねこ等死体処理作業に従事する職員	犬、ねこ等死体処理作業に従事したとき	日額500円
防災作業に従事する職員の特殊勤務手当	防災作業に従事する職員	非常時における災害防止作業及び災害応急作業に従事したとき	4H以上日額 1,000円 4H未満日額 600円
用地取得等の折衝業務に従事する職員の特殊勤務手当	用地取得等の折衝業務に従事する職員	土地等の取得又はこれに伴う補償に関し、職員が当該土地等に係る権利者と面接して折衝業務に従事したとき	日額300円
生活保護業務に従事する職員の特殊勤務手当	生活保護業務に従事する職員	生活保護事務に職員が従事したとき又はこれらの事務を職員が指導監督したとき	月額10,700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(R5年度決算)	95,897 千円
職員1人当たり平均支給年額(R5年度決算)	600 千円
支給実績(R4年度決算)	67,506 千円
職員1人当たり平均支給年額(R4年度決算)	444 千円

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (R5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (R5年度決算)
扶養手当	配偶者等6,500円、子10,000円、16歳～22歳の子1人5,000円加算	同		18,473 千円	247 千円
住居手当	借家のみ 支給限度額 町外在住者:28,000円 町内在住者:33,000円	異	町内在住者に5,000円加算	14,916 千円	318 千円
通勤手当	支給限度額 55,000円(交通機関利用者、交通用具使用者で2km以上が対象)	同		10,101 千円	68 千円
在宅勤務手当	3か月以上の期間につき10日/月以上正規時間勤務した者に対して3,000円/月支給(通勤手当は1/2減額)	同		0 千円	0 千円
管理職手当	管理職員(部長、課長など)に対して給料月額7～15%の割合を支給	同		17,702 千円	454 千円

5 特別職の報酬等の状況(令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等			
		(参考)類似団体における最高/最低額			
給料	町長	821,000 円			
	副町長	686,000 円			
	教育長	635,000 円	- 円		- 円
報酬	議長	321,000 円			
	副議長	265,000 円			
	議員	254,000 円			
期末手当	町長	(R5年度支給割合)			
	副町長	4.50 月分			
	教育長				
退職手当	議長	(R5年度支給割合)			
	副議長	3.55 月分			
	議員				
備考	町長	(算定式)		(支給時期)	
	副町長	給料月額に在職年数と支給率を乗じて算定(5.0～20.0)		任期满了時等	
	教育長				

※空欄としている事項については後日掲載予定

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

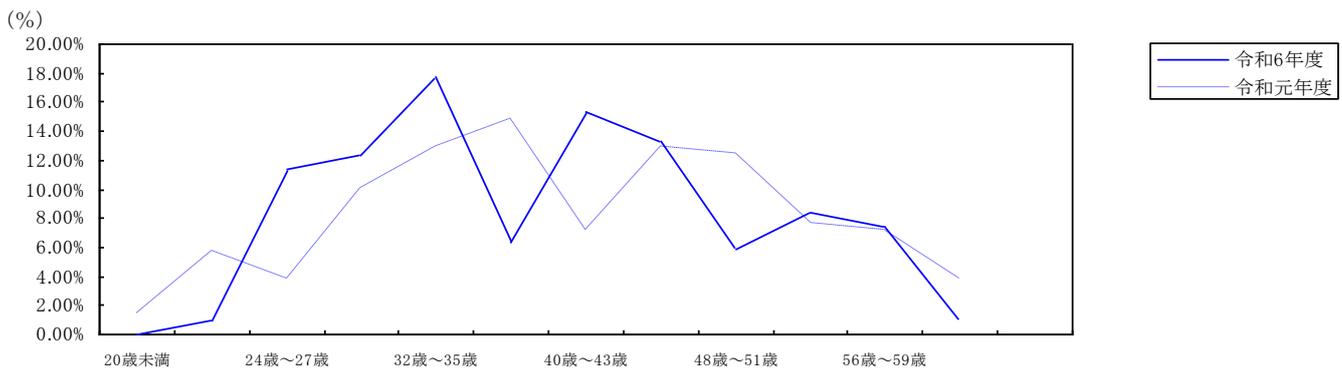
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和5年	令和6年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	・総務部門 組織改編による増 ・民生部門 組織改編による増 ・衛生部門 組織改編による減
		総務	60	68	8	
		税務	15	15	0	
		民生	39	48	9	
		衛生	20	6	△ 14	
労働		-	-	0		
農林水産		1	1	0		
商工		1	1	0		
土木	16	19	3			
	計	154	160	6	<参考> 人口1万人当たりの職員数 51.54 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 人)	
	教育部門	25	28	3	・教育部門 欠員補充による増	
	消防部門	-	-	0		
	小計	179	188	9	<参考> 人口1万人当たりの職員数 60.24 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 人)	
公営会計企業等部門	病院	-	-	0	・水道部門 欠員補充による増 ・下水道部門 欠員補充による増 ・その他部門 欠員不補充による減	
	水道	5	6	1		
	下水道	5	6	1		
	その他	11	9	△ 2		
	小計	21	21	0		
合計		200	209	9	<参考> 人口1万人当たりの職員数 69.94 人	
		[247]	[247]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、休職者、派遣職員等を含み、臨時又は非常勤職員を含まない。

2 []内は条例定数。

※空欄としている事項については後日掲載予定

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	3人	12人	8人	21人	27人	31人	15人	27人	26人	16人	15人	8人	209人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	153	156	154	152	154	160	7 (4.6)
教育	25	22	25	26	25	28	3 (12.0)
普通会計計	178	178	179	178	179	188	10 (5.6)
公営企業会計計	25	24	25	23	21	21	△4 (△16.0)
総合計	203	202	204	201	200	209	6 (3.0)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(一般職の標準的なものを記入)

(令和6年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	備考
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	

(注) 休憩時間:職員が勤務時間の途中において、勤務から開放され、自己の時間として自由に利用することが保障されている時間であり、労働基準法に準拠しているもの。

(2) 年次有給休暇の取得状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

総付与日数 A	総取得日数 B	全対象職員数 C	平均取得日数 B/C	取得率 B/A
5,989 日	2,143.3 日	151 人	14.2 日	35.8 %

(注) 休職中の職員、派遣職員は含まない。

(3) 時間外勤務及び休日勤務等の状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

時間外・休日勤務総時間数	職員1人当たりの 時間外・休日勤務月平均時間数
35,446 時間	20.2 時間

(注) 1 「時間外・休日勤務総時間数」は、当該年度中の時間外勤務等の総時間数を計上。

2 「職員1人当たりの時間外・休日勤務月平均時間数」は、「時間外・休日勤務総時間数」を対象職員(管理職を除く)数で除したもの。

8 職員の休業の取得状況

育児休業等の取得状況(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

育児休業	部分休業	配偶者同行休業	介護休業
4 人	3 人	0 人	0 人

(注) 取得者数は年度内に新規取得した数を示している。

9 職員の分限及び懲戒処分等の状況

(1) 分限処分者数(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合					0
心身の故障の場合			24		24
職に必要な適格性を欠く場合					0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合					0
刑事事件に関し起訴された場合					0
条例で定めた事由による場合					0
計	0	0	24	0	24

(2) 懲戒処分者数(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

区分		戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合	地公法第29条 第1項第1号					0	1
職務上の義務に違反し又は職務 を怠った場合	地公法第29条 第1項第2号					0	
全体の奉仕者たるふさわしくない 非行のあった場合	地公法第29条 第1項第3号					0	
計		0	0	0	0	0	1

(注) 訓告等 事件当事者又は監督者に対する訓告, 嚴重注意等の実質的な制裁を伴わない矯正措置

10 職員の人事評価の状況

(1) 人事評価の目的

人事評価制度は、職員一人ひとりの勤務実績や能力について公正かつ客観的に評価し、職員の資質、能力及び執務意欲の向上を図ることを目的としています。
また、評価結果については、人事配置、給与、分限その他の人事管理上の公正な基礎資料の一つとするとともに、評価の過程における評価者と被評価者との面談等によるコミュニケーションを通じて、組織内の意識の共有化や円滑な業務運営の確保につなげていこうとするものです。

(2) 人事評価の内容

<評価の種類と運用方法>

①「能力評価」と「業績評価」の2種類の評価を実施する。

能力評価・・・評価対象の全期間において職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力・意欲の行動状況を評価する。

業績評価・・・評価期間中において職員がその職務で要請される目標や成果に関する達成や実現について、結果の状況や度合を評価する。

② 業績評価は、「目標管理」を中心とした手法により行う。

③ 評価表は、「能力評価表」と「業績評価表」の2種類とする。

<被評価者及び評価者>

① 被評価者

一般職の職員で次に掲げる除外職員を除く全職員

ア 育児休業中の職員

イ 休職中の職員

ウ 新規職員のうち条件付採用期間にある職員

② 評価者

日常において直接被評価者と接し、職務遂行について職員を管理監督している者

<評価期間>

① 能力評価

評価対象期間:10月1日～翌9月30日

評価実施回数:1回

面談実施:初期面談 10月

期末面談 9月

評価実施:11月末までに完了

② 業績評価

評価対象期間:4月1日～翌3月31日

評価実施回数:2回

面談実施:初期面談 4月～5月

中間面談 9月～10月

期末面談 翌2月～3月

評価実施:前期 10月末までに完了

後期 3月末までに完了

<評価段階数と評価結果判定の表示>

能力評価…能力評価基準ごとに能力・意欲の行動状況を5段階で評価し、これらの結果を総合して、能力評価全体の評価結果を判定する。

業績評価…設定した業務目標ごとに達成度を判定し、各判定結果を総合して、業績評価全体の評価を判定する。

<評価基準の考え方>

両評価とも、絶対評価(具体的に明示された評価基準との比較検討)を基本とし、1次評価・2次評価を実施する。絶対評価方式を評価基準の主軸とすることを通じて、評価制度における納得性や公正さ、人材育成を促進する基盤とする。

能力評価においては、能力評価表に記載している能力評価項目の着眼点を、評価時の比較対象基準とする。業績評価においては、業績評価表に設定した目標の内容を、評価時の比較対象基準とする。

11 職員の退職管理の状況

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行(平成28年4月1日)により、再就職者による働きかけの規制等が導入され、本町においても、再就職情報の届出や公表等を定めた海田町職員の退職管理に関する規則を制定し、退職管理の適正を確保する取組を行っています。

退職者数及び再就職者数(令和5年3月31日退職)

退職者数:9名

届出対象者数:0名

12 職員の研修の状況

研修の実施状況

機関別研修	令和4年度 参加人数	令和5年度 参加人数	備考
広島県自治総合研修センター	52 人	69 人	
市町村アカデミー	3 人	5 人	
全国市町村国際文化研修所	3 人	6 人	
自治大学校	0 人	1 人	
陸上自衛隊海田市駐屯地	5 人	11 人	
海田町(能力向上研修)	159 人	172 人	
海田町(メンタルヘルス研修)	161 人	176 人	
海田町(住民サービス向上研修)	266 人	50 人	
海田町(性的マイノリティ研修)	181 人	0 人	
海田町(DX研修)	12 人	27 人	
計	842 人	517 人	

13 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の健診受診状況

	令和4年度受診者数	令和5年度受診者数	備考
人間ドック受診者	204 人	199 人	
定期健康診断受診者	3 人	6 人	